

住民税Q & A

Q 私は2月に山梨市から他市に引越しました。ところが6月に山梨市から市県民税の納税通知書が送られてきました。現在、別の市に住んでいますが、なぜ山梨市に市県民税を納めるのでしょうか。

A 個人の市県民税は、その年1月1日現在住んでいる市町村から課税されることになっています。あなたは、1月1日現在に山梨市に住んでいましたので、その後引っ越されても、その年度の市県民税は、山梨市に納めていただくこととなります。なお、引越し先の市町村で課税されることはありません。

Q 私は今年の4月から2年間の予定で海外へ出国するのですが、市・県民税の支払いはどのようにすればよいのですか。なお、住民票の抹消の届出は済んでいます。

A 市・県民税は、その年1月1日現在の住所地で課税されますので、今年の1月1日現在の住所が、山梨市にあるあなたは、その後、海外へ出国されても今年の市・県民税は山梨市に納めていただくこととなります。しかし、ご本人が海外にいるので税金の納付ができなくなります。このような場合は、納税管理人を定めていただき、ご本人に代わって納付をしていただきます。なお、納税管理人については税務課までお問い合わせください。

Q 6月に退職して10ヶ月間海外留学をします。海外滞在中の市県民税はかからないのでしょうか。

A 市県民税はその年の1月1日現在住んでいる市町村で課税されますので、その年度の市県民税は全額納税していただくことになり、年の途中で転出されても、税額が変わることはありません。今年留学されるということですので、その年度の市県民税については、出国前に全額納税か、納税管理人を定めて納付を委任していただく方法があります。なお、納税管理人については税務課までお問い合わせください。

Q 私は、今年の7月末に退職して、その後働いていません。ところが、先日、市・県民税の納税通知書が送られてきました。退職するまで市・県民税は毎月の給料から差し引かれていました。どうなっているのでしょうか。

A 給与から市・県民税を天引きされている場合は、市県民税を6月から翌年の5月までの全12回にわたって、会社が毎月の給料から徴収し、市役所に納付することになっています。ところがあなたの場合は、退職されたため8月分以降は給料から差し引くことができなくなりました。そこで、残りの税額についてご本人様に直接納めていただくため、納税通知書をお送りいたしました。

Q 私の夫は、今年の11月に亡くなりましたが、11月までに夫が得た所得に対しても市・県民税は翌年度課税されるのでしょうか。

A 市・県民税は、その年1月1日現在で住所のある人に対して、前年中の所得をもとに課税されることになっています。したがって翌年度は、亡くなった方に対する課税はありません。ただし、今年度分の市県民税について亡くなった月以降の納期については納めていただくこととなります。

Q 私の妻は、アルバイトを始めようと思っていますがアルバイトの収入金額によって扶養から外れたりしないでしょうか。また、アルバイト収入はいくらから税金がかかるのですか。

A 所得税と市県民税について配偶者控除（税法上の扶養のこと）を受けられるのは、前年中の配偶者の合計所得金額が38万円（収入金額103万円）以下の場合です。また、その金額を超えた場合でも、収入金額が141万円までは配偶者特別控除が受けられます。（これは配偶者の場合だけです。）

なお、健康保険等での扶養とは異なりますのでご注意ください。

税金ですが、住民税の場合には、93万円を超えると均等割がかかります。また、100万円を超えると所得割がかかります。（ただし、所得控除等により発生する金額は変わります。）詳しくは税務課までお尋ねください。

Q 私は、今年会社を退職して、来年からは収入が年金だけとなりますが、年金にも市県民税は課税されるのですか。

A 国民年金・厚生年金などの公的年金や、生命保険契約や生命共済に関する契約に基づく年金、互助年金などは雑所得となり、収入額によって市・県民税が課税されます。ただし、遺族年金、障害年金は非課税となります。

Q 山梨市の市県民税は他の市町村に比べて税金が高いと聞きましたが、どうなのでしょう。

A 山梨県内では他市町村との税額に差はありません。市県民税の税率は、前年の所得に応じて計算された所得割額と、定額の均等割額との合計額となっております。

Q 私は、12月末に退職しましたが、1月に納税通知書が送られてきました。退職まで毎月の給与から市県民税を天引きされていて、また退職金からも市県民税を天引きされたのに、なぜでしょうか。

A 給与天引き（特別徴収）されていたその年度の市県民税は、退職された会社から送られてくる「給与所得者に係る異動届出書」に記載されている内容でその後の納税方法と納税額が決まります。この場合には、退職所得に係る市県民税を退職金から引かれており、給与等に係る市県民税の未納額は一括で徴収されなかったこととなります。そのため、未徴収の税額に応じた納税通知書を1月（4期）にお送りすることとなります。

Q 私は、市内在住の専門学生です。納税通知書が送られて来ましたが、学生でも支払わなければいけないのでしょうか。

A 市県民税は学生等のアルバイトでも収入があると課税の対象になります。ただし、学生の場合には、勤労学生控除が受けられますので、詳しくは税務課までご相談ください。

Q 市県民税では、納付方法に普通徴収と特別徴収があると聞くのですが、どのように違うのでしょうか。

A 税金を納める方法が違います。個人で直接納めるのが普通徴収であり、6月・8月・10月・翌年1月の年4回で納めていただきます。

また、会社を経由して納めるのが特別徴収となり、給与の支払者が、給与の支払を受ける人（納税義務者）から毎月給与を支払う際に、天引きして納入する方法です。6月から翌年の5月までの全12回で納めていただきます。

なお、65歳以上の公的年金受給者のうち、年金所得によって市県民税がかかる方も特別徴収の対象となり、年金から天引きして納めていただきます。

Q 今まで個人で直接住民税を納めていたのですが、就職したので給与天引きにしてほしいのですが。

A 勤務先が特別徴収義務者である場合、勤務先の給与担当へ特別徴収への切替をご相談ください。なお、すでに納期限が過ぎている納期分は特別徴収への切替はできません。